

## 平成28年10月銚子市教育委員会臨時会議事録

### 1 日 時

平成28年10月17日(月)

午前9時10分 開 会      午前9時21分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石川 善昭
委員	八角 憲男
委員	鈴木 猛志
委員	大八木 鷹次
委員	伊藤 晴美

### 4 出席職員

教育部長	山口 重幸	教育総務課長	柴 紀充
学校教育課長	遠藤 洋一	学校教育課課長補佐	井上 新治
学校教育課課長補佐	宇野 聡	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子
学校教育課指導主事	澁谷 義範	教育総務課指導主事	濱野 剛

### 5 議題等

銚子市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第33号 平成28年度末及び平成29年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

議案第34号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正)

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午前9時10分

おはようございます。改めまして、新しい教育委員会制度におけます、教育長を拝命いたしました石川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、市長からの辞令交付に朝早くからご同席いただきまして、誠にありがとうございます。また、八角委員、鈴木委員におかれましては、これまで教育委員長、教育委員長職務代理者として、重責を担っていただき本当にありがとうございました。これからも教育委員としてのご指導をお願い申し上げます。大八木委員、伊藤委員におかれましても、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまより、平成28年10月銚子市教育委員会臨時会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

**【教育長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、大八木委員、八角委員を指名します。

**【教育長】**

続きまして、日程第2「銚子市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。

先程、説明がありましたが、新制度移行に伴いまして、委員長の職と委員長の職務代理者の職がなくなり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっており、代理者は、教育長が指名することとされております。

私としましては、現在、地教連の会長をしていただいております、前八角委員長を指名させていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

**【八角委員】**

はい、了承したいと思います。

**【教育長】**

それでは、八角委員からご了承いただきましたので、八角委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第33号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、議案第33号「平成28年度末及び平成29年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について」ご説明申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。「議案33号」の表紙を含め、全部で3枚の資料がございます。1枚目が議案の表紙、2枚目が、これからご審議いただく「平成28年度末及び平成29年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」。3枚目が千葉県「平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動方針」です。

委員の皆さまには、「28年度末及び29年度」の銚子市の異動方針をご覧いただきながら、説明をお聞きいただきたいと思います。

本方針は、平成28年度末の市立銚子高校教育職員の人事異動について、その基本方針を定めるものです。例年、市立銚子高校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じて行われています。

本年度の県の人事異動方針ですが、昨年度と大きな変更点はございません。よって、県に準じて策定する銚子市の異動方針につきましても、昨年度との大きな変更点はご

ございません。

議案33号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第33号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第4として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

【教育長】

ご異議ないものと認めます。では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

それでは、日程第4議案第34号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第34号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴って、このほど、市長部局の規則が改正されました。これに連動する形で、今回上程した「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」を改正することになりましたが、新教育長の就任日である16日に施行する必要性があり、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定によりまして、別紙のとおり代決処分をしたため、

教育委員会に報告をし、その承認を求めようとするものです。

改正の内容を、簡単に申し上げますと、主に予算執行に係る、伝票関係の支払い関係について、決裁区分が教育長から教育部長に変わったことに伴い、今回、部長が担任する事務について、課長等が専決できる旨の規定を、新たに設けたものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

以上をもちまして、平成28年10月銚子市教育委員会臨時会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成28年11月29日

署名委員 大 八 木 鷹 次

署名委員 八 角 憲 男